

令和 6 年度佐賀県県産木材供給体制整備事業補助金交付要綱

制定 令和 6 年 4 月 1 6 日 林業第 1 7 7 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、県産木材の生産量の増加を図るため、別表の事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う佐賀県県産木材供給体制整備事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(間接補助事業者)

第 2 条 この要綱に基づく補助金の間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 間接補助事業者は、前項の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(事業計画の承認申請)

第 4 条 補助事業者は、当該事業を実施する前に事業計画承認申請書（様式第 1 号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の事業計画承認申請書の提出期限は、令和 6 年 6 月 30 日までとし、その提出部数は 1 部

とする。ただし、当該日以降に事業計画承認申請書を提出する必要がある場合の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

- 3 補助事業者は、別表の重要な変更を行う場合においては、事業変更計画書(別添様式第1-1)を作成し、第6条第2項に規定する変更承認申請書(様式第3号)に添付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額を減額して申請しなければならない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (4) 事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月19日付)のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。
 - ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。
 - イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。
- (5) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (6) 事業が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4号による遅延届出書を知事に提出してその指示を受けること。また、その際、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって遅延届出書の提出に代えることができる。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物(以下「帳簿等」と

いう。)を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該取得財産等の処分制限期間中、帳簿等に加え財産管理台帳(様式第10号)、その他関係書類又は物件を整備、保管しなければならない。

- (8) 前号に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿等、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (9) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。
- (10) 規則第22条の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、第17条に規定する条件を付すること。
- (12) 補助事業者は、間接補助事業者に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (13) 補助事業者は、間接補助事業者が第17条により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

2 前項(2)の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。なお、補助事業者が、規則第7条の規定による交付申請を取り下げようとするときは、規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第7条 知事は、補助事業者から前条第1項(5)及び(6)の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (3) 間接補助事業者が、間接補助金等を本事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

2 知事は、前項の規定により補助金の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、間接補助事業者が第2条の規定に該当することが判明したときは、第1項及び第2項の規定を準用する。

(債権譲渡等の禁止)

第8条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助金の交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業の着手)

第9条 事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けた後に行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後（第6条第1項（5）による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

4 第2項の実績報告書の提出期限は、令和7年度の4月10日とし、その提出部数は1部とする。

(完了検査及び完了確認調査)

第11条 補助事業者は、間接補助事業者の事業が完了したときは、完了検査を行うものとする。

なお、補助事業者が行う完了検査は、完了確認調査報告書（様式第7号）の確認内容に準じて行うものとする。

2 農林事務所長は、補助事業者から要請があった場合は、補助事業者が適切かつ効率的な検査が実施できるよう検査に立会し、指導・助言を行うものとする。

3 農林事務所長は、第10条に基づく実績報告書の提出があったときは、補助事業者の立合いにより、完了確認調査（書類の審査及び現地確認）を行うものとする。

4 農林事務所長は、完了確認調査が完了したときは、実績報告書に完了確認調査報告書（様式第7号）を添えて林業課長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(達成状況等の報告)

第13条 補助事業者は、事業計画に定めた目標に対する達成状況等について、達成状況報告書（様式第9号）により、事業完了の翌年度から目標年度までの全ての年度において調査を行い、各調査年度の翌年度の5月20日までに知事に報告するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加

額が単価 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（機械の管理）

第 15 条 補助事業者は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- （1） 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した機械等については、事業の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- （2） 補助事業者は、機械の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- （3） 補助事業者は、次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立に努めるものとする。

ア 目的

イ 施設の種類、構造、規模、形式、数量等

ウ 施設の所在（設置場所）

エ 管理責任者

オ 利用者（使用者）の範囲

カ 利用方法（使用方法）に関する事項

キ 施設の保全及び償却に関する事項

ク その他管理に必要な事項

（書類の経由）

第 16 条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、第 5 条第 1 項に規定する補助金交付申請書、第 6 条第 2 項に規定する変更承認申請書及び第 12 条に規定する補助金交付請求書については、所轄農林事務所を経由しないものとする。

（間接補助金交付の際に付すべき条件）

第 17 条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び第 6 条第 1 項（1）から（10）及び次の（1）～（3）に掲げる条件を付さなければならない。なお、この場合において、第 6 条第 1 項（1）～（10）及び佐賀県ローカル発注促進要領中「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるもの

とする。

- (1) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国等が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (2) 同項（1）による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項（1）により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項（1）ただし書の場合にあっては、第 5 条による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 4 補助事業者は、第 1 項（2）により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を県に納付しなければならない。
- 5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金等相当額の全部を県に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は、当該取得財産等については、適用しない。
- 6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の補助金等相当額を県に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の補助金に適用する。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助対象となる林業機械	補助率	重要な変更
選 定 経 営 体 (林野庁長官 が定めた林業 経営体の考え 方に沿って、 知事が選定し た 林 業 経 営 体)	国庫補助の対 象とならない (要件に合わ ない)、立木の 伐採、搬出に 必要な林業機 械の整備に要 する経費。た だし、事業雑 費(自動車重 量税、自動車 損害賠償責任 保険料等)を 除く。	グラップル付きバックホウ グラップル付きトラック バックホウ トラック 搬器 その他、国庫補助の対象とな らないもの	補 助 対 象 経 費 の 60%以内	・ 事業の中止ま たは廃止 ・ 補助金額の変 更 及び林業機械の 変更